

令和4年8月1日と10月1日に

後期高齢者医療制度

今年は2回
変わるのね!

保険証が新しくなります



新しい保険証はそれぞれ7月と9月に市(区)町村から送付します。

(有効期間)

令和4年8月1日～令和4年9月30日

(有効期間)

令和4年10月1日～令和5年7月31日

(有効期間)

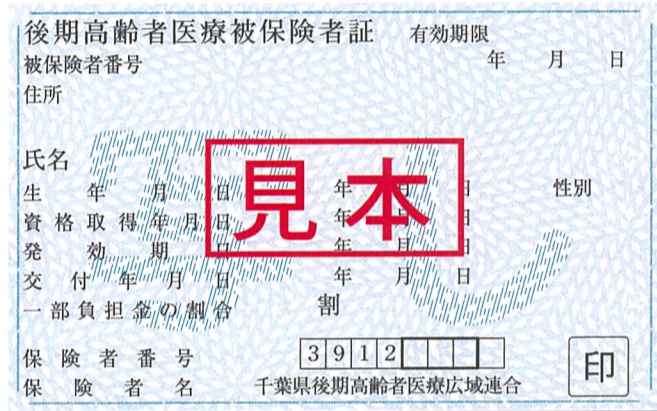
令和3年8月1日～令和4年7月31日



牡丹色



藍色



令和4年10月1日から医療費の自己負担割合が見直されます。

一般のかた

1割

2割になる人がいるのか

一定以上の所得のあるかた

2割 (現役並み所得者を除く)

現役並み所得者と判定されたかた

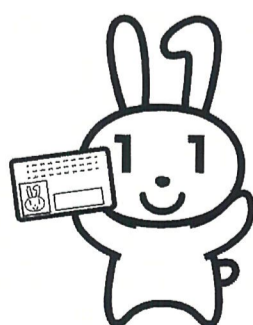
3割



お問い合わせ

千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0570-080280

または、お住まいの市(区)町村後期高齢者医療担当課へ



マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に申込が必要です。

※医療機関・薬局により、健康保険証として利用できる開始時期が異なります。

※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。健康保険証は引き続き交付されます。

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

マイナンバーについてのお問い合わせ

0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)
平日 9:30～20:00
土日祝 9:30～17:30

発行：千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-216-5011 ホームページ：<https://www.kouiki-chiba.jp/>